

岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和24年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例</u></p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）<u>第15条により</u>岩手県社会教育委員を置く。</p> <p>第2条 <u>社会教育委員の数は、20人以内とする。</u></p> <p>第3条 <u>社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第4条 <u>社会教育委員はその事情により、任期中といえどもこれを解職することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>岩手県社会教育委員の定数等に関する条例</u> <u>（設置）</u></p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）<u>第15条第1項の規定に基づき、岩手県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</u> <u>（委員の定数等）</u></p> <p>第2条 <u>委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから委嘱する。</u> <u>（1） 学校教育の関係者</u> <u>（2） 社会教育の関係者</u> <u>（3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>（4） 学識経験のある者</u></p> <p><u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 委員はその事情により、任期中といえどもこれを解嘱することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。